

# 宿泊税の申告納入の特例制度について

一定の要件を満たせば、毎月の申告納入を  
3か月分まとめて行えます！



特例申請の要件は以下のとおりです。



## 主な特例適用要件

- ✓ 申請する月の前3か月で納入した宿泊税額の月平均納入額が30万円以下（3か月計90万円以下）であること
- ✓ 前年1月1日以後において、県税を滞納したことがないこと
- ✓ 宿泊税に係る加算金等の決定を受けていないこと
- ✓ 宿泊税の申告が期限内等に適正に行われていること

## 申請方法

「宿泊税に係る特例承認申請書（様式第9号）」を提出して下さい  
※申請は宿泊施設ごとに行う必要があります

下記県税事務所に郵送又はメールにて御申請願います。

宮城県北部県税事務所 課税第一班

(TEL) 0229-91-0705

〒989-6117 (住所) 宮城県大崎市古川旭四丁目1-1

(メール) nh-zeik1@pref.miyagi.lg.jp